

議案第 5 1 号

和光市まちづくり寄附条例の一部を改正する条例を定めることについて

和光市まちづくり寄附条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

和光市まちづくり寄附条例の一部を改正する条例

和光市まちづくり寄附条例（平成 2 4 年条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（寄附事業の区分） 第 2 条 寄附金を財源として実施する事業（以下「寄附事業」という。）は、次に掲げるとおりとする。 (1) 「<u>良好な生活環境が得られる</u>」ための事業 (2) 「<u>安全かつ快適に移動できる</u>」ための事業 (3) 「<u>身の回りの生活上の不安が軽減される</u>」ための事業 (4) 「<u>子どもが自己肯定感を持ち健やかに育つ</u>」ための事業 (5) 「<u>安心して妊娠・出産・子育てができる</u>」ための事業 (6) 「<u>高齢になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる</u>」ための事業 (7) 「<u>誰もが自立した生活と社会参加ができる</u>」ための事業 (8) 「<u>健康に日々を暮らしている</u>」ための事業 (9) 「<u>いきいきと仕事をし続けられる</u>」ための事業 (10) 「<u>趣味などを通して充実した時間を過ごせる</u>」ための事業 (11) 「<u>まちや人とつながり心豊かに過ごす</u>」ための事業 (12) 「<u>シビックプライドを持っている</u>」ための事業 (13) (略) 2 前項第 1 号から第 1 2 号までに掲げる寄附事業の内容は、規則で定める。	（寄附事業の区分） 第 2 条 寄附金を財源として実施する事業（以下「寄附事業」という。）は、次に掲げるとおりとする。 (1) <u>快適で暮らしやすいまちづくりのための事業（都市基盤）</u> (2) <u>自ら学び心豊かに創造性を育むまちづくりのための事業（教育・文化・交流）</u> (3) <u>健やかに暮らしみんなで支え合うまちづくりのための事業（保健・福祉・医療）</u> (4) <u>安らぎと賑わいある美しいまちづくりのための事業（生活・環境・産業）</u> (5) <u>市政を推進するための事業（市民参加・協働・連携）</u> (6) (略) 2 前項第 1 号から第 5 号までに掲げる寄附事業の内容は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の和光市まちづくり寄附条例第3条の規定により用途を指定した寄附金に係る基金については、この条例による改正後の和光市まちづくり寄附条例第2条第1項各号の寄附事業のうち指定した用途に最も類するものに要する費用に充てるものとする。

令和4年9月1日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

寄附金を財源として実施する事業について、区分の改正をしたいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。